

県南都市計画道路の変更（西郷村決定）

都市計画道路 3. 4. 1 1 3号駅前西線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3.4.113	駅前西線	西白河郡西郷村 字道南西	西白河郡西郷村 字裏山南	約 770m	地表式	2車線	16m	幹線街路(国道4号) と平面交差1箇所	
	な お		起点附近 西白河郡西郷村字道南西地内に駅前広場を設ける。							約 7,100 m <sup>2</sup>

「位置及び区域は計画図のとおり」

理由

都市計画道路 3. 4. 1 1 3号駅前西線

本路線は昭和52年7月5日福島県告示第757号で計画決定された都市計画道路であります  
が、国道289号甲子トンネル開通等による交通環境の変化やバリアフリー等の重要性など近年  
の社会情勢は変化しており、その起点である新白河駅前西口広場についても交通機能の利便性や  
ユニバーサルデザインの充実を図るため変更をするものです。